

目次

1. 予断排除原則	P 1
2. 不当捜査	P 3
3. 有罪判決	P 5
4. 証拠理由	P 7
5. 特信情況	P 9
6. 戦時刑事特別法	P 12

1. 予断排除原則

事件が起き容疑者が逮捕される瞬間は、事件報道の最大の見せ場である。このため、全ての報道機関は、何としても容疑者逮捕の瞬間の映像が欲しい。テレビであれば生番組で最高の視聴率を稼ぐことが出来るのであり、しかもそれだけの視聴率を取る主役に一円の出演料も払わなくてすむ。従って、報道機関は容疑者逮捕の情報を何としても事前にほしいのであるが、当然のことながら、それは捜査機関の極秘事項なのであるから、本来マスコミが、「容疑者がこれから逮捕される」などという将来情報を持っていることなどありえない。しかし日本ではそのありえないことが常に起きており、それがあまりにも日常的であるため、誰もこのことに疑問を持たない。

容疑者の逮捕時には、既に容疑者の自宅前にカメラの放列がしっかりと組まれており、夥しい数のカメラマンが逮捕の瞬間をこぞって撮影する。検察庁は否定するが、検察官が逮捕情報を漏らしているからである。カメラクルー一個小隊を張り付かせるには膨大なコストがかかるのであるから、記者も容疑者逮捕の日時を正確に教えてもらえなければ、「特落ち」などと言って、どえらくデスクに叱られるのである。他のメディアが皆容疑者逮捕の瞬間を報道しているのに、自分のところだけその映像がないというのでは話にもならない。

だから司法記者は検事にべったりと張り付いて、検察情報のおこぼれに与ろうとするのである。ここでは、容疑者逮捕という情報を独占する検察官と、その情報漏洩なくしては生きていけない司法記者との間に、決定的な立場の優劣が付いている。司法記者は検察官におねだりをするしかなく、これに対して検察官は「お前も愛いやつじゃ」として極秘情報を恵んでくれるのである。従って、司法記者は常日頃検察官にじゃれ付いては覚えめでたき人間関係を作っておくことが必要であり、現に皆そうしている。従って、司法記者が検

察に批判的な記事など書けるはずがない。批判的どころか、容疑者の主張を併記した中立的な記事さえかけない。立件に向け奮闘している検事さんの足を引っ張ることになり、覚えがめでたくなるからである。このようにして、容疑者の逮捕前には、容疑者の悪性を印象付ける検察情報が一方的に垂れ流され、マスコミは容疑者の推定有罪情報一色となってしまうのである。

日本の裁判では、起訴状一本主義（注1）などと言って、さも公判前の予断が排除されているかのようなことを言っているが、裁判官であろうが新聞は読むし、テレビも見ているのである。現に裁判官の担当する事件に関する新聞・雑誌の記事は、事務官がご丁寧に切り抜いて、担当裁判官に届けているのではないか。容疑者が逮捕された段階で、新聞は容疑者の悪逆非道ぶりを再三書きたてている。テレビは逃げ回る容疑者を追い掛け回し、プライバシーの侵害だとして、至極もったもんな抗議を行なう容疑者の顔をアップで見せては、これが悪いやつ顔だと言い放つ。裁判官はこのマスコミ情報にずっぽりと汚染されたまま公判に臨むのである。

日本の裁判官は、公判開始前に、既に被告人有罪の心証を固めた上で裁判に臨んでいる。だから被告人は、自ら無実であることを立証しない限り、日本の裁判で無罪をとることが出来ない。刑事訴訟法上、被告人有罪の挙証責任は検察官にあり、その有罪立証が崩れた場合は被告人に無罪が言渡されなければならないことになっている（刑事訴訟法第336条）のであるが、現実には逆転しているのである。捜査機関でもない被告人が、勾留あるいは保釈条件により行動の自由を奪われたまま、ありもしない私財を投じて無実の立証を行なうのは不可能に近い。もとより無実の立証は悪魔の証明といわれるくらいで、「無いことの証明」などできるはずもない。だから日本の起訴有罪率は99.9%なのである。

公判前のマスコミ情報による予断に対する裁判所の反論は次のようなものである。

“素人の裁判員ならいざ知らず、プロの裁判官は予断排除の原則を熟知するとともに、厳格な司法訓練を受けているのであるから、マスコミ情報により予断をもって公判に臨むことなどありえない。”

馬鹿も休み休み言うが良い。こんなものにプロとアマの差などあるわけが無い。人間は美しい花を見れば感動し、悲しい映画を見れば泣くのである。マスコミが事件の犯罪性を煽りたて、容疑者の悪逆非道ぶりを連日報道しているのであれば、自然と容疑者に対する許しがたい怒りの感情が湧くのである。この自然な人間の感情発露が一定の司法訓練により排除できるというのであれば、その結果出来上がった生き物はもはや人間ではない。日本の裁判官は人間ではないのか？

2. 不当捜査

社会が事件と犯人を認知するのは、「事件が起きてしばらくしてから犯人が特定されるというプロセス」をたどることに、特に留意しなければならない。事件があつて犯人があるのであり、犯人があつて事件があるのではない。現実には悪いやつがいて、そいつが事件を起こすのであるが、社会が認知するのは全く逆のプロセスをたどる。この事は、言われてみればなるほどそのとおりに違いないが、今更ながらと言われてみない事には気づかない。そして、ここに冤罪を生み出す源泉がある。

事件が起きる。マスコミが大騒ぎをする。事件が起きたのであるから、犯人が捕まらなければならない。ところが犯人が特定できない。そこで国民は言うのである。

「捜査当局は何をしているのか？早く悪いやつを捕まえろ！」

国民世論に尻を叩かれるようにして、捜査当局は無理やり容疑者を割り出し、検察官は逮捕状を請求してはこれを起訴しようとする。現行司法実務上、検察官の請求した逮捕状は、裁判所が無条件でこれを発行することになっている（注2）。さて容疑者が捕まってマスコミがその写真を撮った。ならば、この人は犯人に決まっているではないか？ここまできると、この人が犯人でなければ、社会はまことに困るのである。

言うまでもないことではあるが、裁判を経ていないこの段階で、この人が有罪であるという証拠は何もない。事件の発生とその報道が国民の揮発性のある感情を刺激し、無理やり犯人を作り出してしまうのである。一旦犯人として名指しされた以上、この人が何を言っても社会はこれを受け付けない。この人が説得力のある無実を主張すれば、社会が困ってしまうのであり、社会は自分が聞きたくない話は端から聞こうとしない。

そこで、ここでの犯罪構造を分析してみると、確定判決を受けるまでは推定無罪が働いているのであるから、この段階ではこの人に何らの犯罪性も認定できない。捜査当局はこの人に容疑がある限り逮捕することが出来るのであるから、逮捕したからといってそのこと自体をむやみに責める事は出来ない。この段階では、この人が無実であるかどうか分からないのである。そうすると一体誰が悪いのかということになるのであるが、悪いのは推定無罪を無視して容疑者を犯人と決め付けるかのごとき報道を行なったマスコミであり、またそれを知りつつ意図的な情報漏洩を行なった検察官こそ責められるべきであろう。司法記者と検察官の馴れ合い構造が、冤罪を生み出していくのである。

全ての冤罪事件の裏側には、検察官とマスコミの馴れ合い構造を指摘することが出来るが、これに輪をかけているのが、近年特にその傾向が目立つ捜査当局の手抜き・不当捜査である。靴を何足も履きつぶしては地道な証拠固めをするという捜査能力が、ここ数年とみに

衰えている。IT社会の到来により、情報入手の簡易性とスピード化が達成された現代において、足で稼ぐ証拠固めなど流行らないし、誰もやりたがらない。そこで、客観証拠を無視した、ストーリーと自白重視の捜査に大きく依存してしまうのである。もちろん手抜きによる不当捜査ではあるが、戦後の冤罪事件を精査してみると、全ての冤罪事件の背景にはこのような手抜き・不当捜査があり、それを分析すると次の5パターンに類型化することが出来る。

(1) 国策捜査

国家権力の意思・方針を司法事件により具現化するために行なわれる事件捜査。外務省元主計分析官の佐藤優氏の著書「国家の罫」によれば、取調べ担当官は、「国策捜査は時代のけじめをつけるために必要。象徴的事件を作り出して断罪する。」と語ったことが記載されている。経済事件に多い。

(2) 暴走捜査

捜査の進行の過程において、被告人に有利な証拠が発見され立件を断念すべき事態となっているにもかかわらず、既に国家権力を発動し、莫大な国費と捜査員を動員して強制捜査・逮捕・起訴してしまっており、また、捜査情報を司法記者に漏らしてマスコミによる有罪推定化がなされているため、捜査当局としていまさら引っ込みがつかず、無理を承知で立件するもの。立件後は、司法取引と自白の強要により証拠を捏造し、有罪判決を勝ち取る。

(3) 見込捜査

捜査能力の低下の元で捜査効率を向上させるため、地道な客観証拠の収集を怠り、捜査の初期段階で事件の筋書きを考え（見込）、この筋書きに合う証拠（多くは供述）のみを集めて、低コストでの立件を行なうもの。捜査の進行に伴い、見込と異なる証拠が出てきてもこれを組織的に無視する。

(4) 威信捜査

社会的戦慄を伴う凶悪事件が発生したにもかかわらず、捜査当局の初動捜査の失敗等の理由により犯人が特定されず、捜査当局の威信が問われる事態となった場合に、最も犯人らしい容疑者を犯人と決めつけ、無理やり証拠を捏造する。客観証拠が乏しいため自白調書に頼らざるを得ず、従って、凄惨な拷問による自白の強要がなされる。死刑冤罪事件に多い。

(5) 報復捜査

国家権力中枢あるいはそれに近いものにとって目障りとなる特定の個人を社会的に抹殺するため、その個人の行動を監視し、その個人の行動の中で何事か違法性を問えるような行為を発見して無理やり立件するもので、国家権力の報復を事件化により達成するもの。捜査当局の目的は当該個人の逮捕により達成されるため、一般的には微罪による立件が多い。捜査当局の捜査に対して非協力的な態度を見せた場合、その報復のため本来不必要な逮捕を行なう場合もある。さらにこの場合、関係者に報復逮捕があることを示唆することにより、捜査当局は関係者から思い通りの供述を得ることができる。

3. 有罪判決

裁判の最も重要な目的の一つは、「たとえ十人の真犯人を逃がすとも一人の無辜を罰するなかれ」(注3)という冤罪防止機能にある。第1項で指摘した検察官とマスコミの癒着構造、並びに、第2項で指摘した5類型の不当捜査の現状は、いくら裁判所でも知らないわけではないであろうから、本来裁判所が毅然たる態度を示して冤罪を防止しなければならないのであるが、この点、日本の裁判所はまことに心もとない。

日本の裁判では、たとえ個々の裁判官が真実追及の理念に燃えて冤罪の心証を持ったとしても、だからといってそうたやすく無罪判決を書くことなど出来ない。なぜなら、現行刑事訴訟法上、裁判官が有罪判決を書くことは、技術的に極めて簡単であり、それに比べて、無罪判決を書く難易度が桁外れに高いからである。以下に論証する。

判決は公判において言渡される。寒いわけでもないのに黒いマントを着た裁判官が、

「それでは判決を言渡しますので、被告人は前へ」

などと、もったいぶっては被告人を証言台に立たせ、主文を読み上げる。主文は、有罪の場合には、

「被告人を懲役×年に処する」

という一文であり、無罪の場合は、

「被告人は無罪」

という簡単なものである。従って、有罪か無罪かは、判決言渡公判の開始後数秒で分かる。

主文の言渡し後、被告人は着席を許され、裁判長が判決理由を読み上げる。そこで、判決言渡公判に遅刻して来た傍聴人は、主文を聞き逃して、判決理由だけを聞くことになるのであるが、ガチンコ否認裁判の少なからぬ事例において、判決理由だけを聞いて主文の有

罪・無罪を推定することは著しい困難を伴う。判決理由を聞いただけでは、有罪か無罪かが分からないのである。なぜか？

にわかには信じがたいことかもしれないが、日本の判決では判決文で証拠理由を示さなくてもいいことになっているからである。ここで証拠理由とは、証拠によって犯罪事実を認めた理由のことをいう。以下に刑事訴訟法第335条第1項を示す。

「有罪の言渡をするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならない。」

もとより、証拠裁判主義により、事実の認定は証拠による（刑事訴訟法317条）とされているのであるから、有罪の判決を言渡すためには、「罪となるべき事実」（犯罪事実）と証拠によりそれを認めた理由（証拠理由）及びそれに適用した法令（法律理由）を明示しなければならない。ところが現行刑事訴訟法によれば、判決文において、証拠により事実を認めた理由は開示する必要がなく、それに代えて証拠の標目だけを示せばいいというのである。

ここで標目とは、目印、目次、目録のことをいう（岩波国語辞典）。実際の判決文においては、主文のあとは、（1）犯罪事実（2）証拠（3）争点に対する判断（4）法令の適用（5）量刑事情という5部構成になっていることが一般的であり、ここで（2）証拠の部では、法廷において採用された証拠が、

- ・ 被告人の公判供述
- ・ 証人 XYZ の各公判供述
- ・ 証人 XYZ の各検察官調書
- ・ 資料入手報告書
- ・ 調査官報告書
- ・ 履歴事項全部証明書

といった具合に無機質に羅列されているだけである。

現行刑事訴訟法上、証拠の標目だけを羅列すればいいことになっているのであるから、いちいちその証拠の中身を示す必要はないのである。「どのような証拠で何を認定したかという証拠理由の明示は、判決の国民に対する説得力を保障するためにもっとも大切な要件」（注4）なのであり、証拠の標目の羅列だけでは話にもならない。このため日本の判決文はまことに説得力がなく、だから判決理由を聞いただけでは、被告人が有罪か、あるいは無罪だったのかが分からないなどという、ふざけた現象が生じるのである。

日本の判決文の説得力のなさは、(3)「争点に対する判断」でも解消されない。「争点に対する判断」では、検察官と弁護人の主張の争点について、どちらを採用したかを述べているのであるが、既に公判前に有罪の心証を固めている裁判官にとっては、検察官の主張のみを採用し、被告人の主張は「にわかには採用できない」などと言って排除すれば事足りるのである。

裁判所が説得力のある被告人の主張を排除する時の言い回しは決まっている。例えば共謀事件において、検察官が2月15日に共謀が行なわれたと主張したにもかかわらず、被告人が共謀を否定し、何とその日のアリバイを立証した場合、裁判所はこう言えば良い。

「共謀は2月15日には行なわれなかった可能性は否定できないが、その日の前後の2月中旬に行なわれた可能性も否定できない。」

被告人の有罪を立証する証言が客観事実とあわず、また、証言のたびにその内容が変遷していることを被告人が主張すれば、裁判所は、

「たしかに証人の証言の一部は客観的事実と矛盾し、その内容の変遷も一部において見られるが、事件発生当時から相当の時間が経過していることを勘案すれば、そのことだけを取って証人の証言全体が信用できないとまでは認められない。」

と言うことになっている。

被告人が共犯者との共謀が成立しないことを立証してしまった場合でも、

「被告人と共犯者とが直接共謀しなくとも、被告人とAの共謀が成立し、さらにAと共犯者の共謀が成立すれば、被告人と共犯者の共謀は成立する」

などと言って、現実社会にはありえない連立方程式のような連鎖共謀を認定すればよい。

あるいは、被告人が自身の無実を立証する客観証拠や状況証拠を突きつけた場合には、こう言えば良い。

「被告人の所論は要証事実と距離があるのであり、有罪を立証する事実認定に影響を与えない。」

こんなことをやられれば、無実の被告人が無罪判決を取ることも、ありえない。なお、ここで示した裁判所認定は、全てここ数年の現実の判決文に記載されているものばかりである。日本の裁判実務はここまで墮ちている。

4. 証拠理由

証拠理由を明示せず、証拠の標目だけでよいとする現行刑事訴訟法第335条第1項の規定

が、如何に裁判官の判決を書く負担を軽減しているかが理解できたであろうか？刑事訴訟法第 335 条第 1 項による証拠の標目規定は、裁判官が書く判決文全体についてその負担を大きく下げるものであるため、本来その効果は、有罪判決と無罪判決に均等に及ばなければならない。しかし、裁判所が無罪判決を出すと、ほぼ例外なく検察官は控訴する。控訴審においては逆転有罪判決が出る可能性が極めて高い。その場合、無罪判決を書いた裁判官は致命的な人事上のダメージを受けるのであるから、裁判官が無罪判決を書くのは、まさに裁判官としての生死を賭ける覚悟がなければできないものではない。無罪判決を出すのはまことに勇気がいるのであり、その判決文は検察官の控訴を断念させるほどの説得力のあるものである必要がある。さもなければその裁判官の将来はない。

これに対して有罪判決を出して上級審で逆転無罪判決が出たとしても、裁判官は何らの叱責を受けない。検察官が起訴してきた以上、それを有罪と誤審するに十分な理由があったとみなされるからである。要するに、現行刑事訴訟法第 335 条第 1 項による証拠の標目規定は、ただでさえか出安い日本の有罪判決を、一方的に促進しているのである。

日本の裁判官が楽をして有罪判決を書き、手厚い身分保障の元に高給を食むことが出来るのはめでたい限りではあるが、それで冤罪を食らう国民はたまらない。一体なぜ日本では証拠理由の明示をすることなく、証拠の標目などという目次一覧を認めているのかと、不思議に思って調べたところ、日本でも何も昔からこんなふざけたことをやっていたわけではないことが判明した。戦前の旧刑事訴訟法（大正 11 年 5 月 5 日法律第 75 号）第 360 条第 1 項の規定を示す。なお、仮名遣いは現代仮名遣いに変更している。

「有罪の言渡を為すには罪となるべき事実及び証拠によりこれを認めたる理由を説明し法令の適用を示すべし」

何と戦前の旧刑事訴訟法では、罪となるべき理由（犯罪事実）と証拠によりこれを認めたる理由（証拠理由）を判決文で説明しなければならなかったのである。このため戦前の裁判においては、「裁判官が有罪を言渡すに当たってはいちいち法廷に現れたどの証拠のどの部分でどの事実を認めたのかを判決書中に記載する必要があり、それが有罪判決に説得力を与えるとともに有罪の言渡しそのものを慎重にした」(注 4) と言うのである。たしかに、判決において証拠理由の開示が求められているのであれば、裁判官は有罪判決を書くに際して、無罪判決を書くと同程度の難易度が求められるであろう。だから、現在の 0.1% というふざけた無罪率に対して、戦前にはその数十倍もの無罪判決が出ていたのである。

戦前のまともな証拠理由の明示から、戦後の証拠の標目への改悪は、東條英機内閣時代の戦時刑事特別法（昭和 17 年 2 月 23 日法律第 64 号）により行なわれた。太平洋戦争の激化

に伴い、米機空襲による夜間灯火管制が行なわれるに到り、裁判官もいちいち証拠理由を明示した判決書を、真っ暗闇の中で書くことなど出来なくなったためである。そこで、戦時刑事特別法第26条の規定を示す。これも仮名遣いは現代仮名遣いに変更している。

「有罪の言渡を為すに当り証拠によりて罪と為すべき事実を認めたる理由を説明し法令の適用を示すには証拠の標目及び法令を以て足る」

戦時刑事特別法の第1条は、「戦時に際し灯火管制中又は敵襲の危険その他人心に動揺を生ぜしむべき状態ある場合」という文言で始まっている。このような戦時下において、刑事訴訟法の原則を曲げることになるものの、緊急避難的に止むを得ず取られた措置が「証拠の標目を以て足る」という規定だったのである。従って1945年8月に終戦を迎えた以上、戦後の刑事訴訟法では当然に証拠理由の明示へと戻しておかなければならなかったはずであるが、なぜか、戦時刑事特別法による証拠の標目がそのまま残ってしまった。そしてその規定が、あろうことか、終戦後62年も経過した現在まで残っている。証拠の標目が、検察官並びに裁判官にとって、まことに都合が良かったからである。この結果被告人の公正な裁判を受ける権利（憲法第37条第1項）は著しく阻害され、冤罪による誤審が多発することとなっているのである。

5. 特信情況

事件が起きる。主任検事がストーリーを書く。このストーリーに沿って担当検事は被疑者の供述調書を取る。(注5) 被疑者はその供述調書が事実と違うと主張するが、検事は供述調書を訂正しない。それどころか密室に長時間監禁したまま、肉体に傷の付かない精神的拷問を加えて、無理やり供述調書への署名を迫る。その際、署名しなければ逮捕や長期勾留あるいは実刑となり、署名すれば不起訴・起訴猶予・執行猶予となる旨の司法取引をふんだんに持ちかける。よほどの人でなければ、たまらず事実と違う供述調書に署名してしまう。自白調書の出来上がりである。しかもその自白は、検察官の面前で行なったことになるので、その法的立証力はことのほか強く、これを検面調書（検察官面前調書）という。

やってもいないことをなぜ認めるのかと思うのであるが、被疑者にしてみれば、こんな異常な取調べなのであるから、その旨を公開の裁判で訴えれば、裁判所はきっとわかってくれるに違いないと思うのである。残念ながら裁判所は決して分かってはくれない。裁判官も馬鹿ではないのだから、自白調書がその決定的に重要な部分において監禁と強要によって作られた検察官の作文に過ぎない事(注6)が分からないわけではないであろう。ところが現在の刑事訴訟法上は、検面調書はほぼ無条件でその証拠能力が認められることになっているのである。刑事訴訟法第322条第1項の規定を示す。

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることが出来る。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第319条の規定に準じ、任意にされたものでない疑いがあると認めるときは、これを証拠とすることができない。

自白調書なのであるから、その内容は「被告人に不利益な事実の承認」に他ならない。しかもそれが検察官の面前という「特に信用すべき状況」の下にされたのであるから、検面調書たる自白調書は、裁判官の心証にかかわらず証拠になってしまう。従って、被告人は刑事訴訟法第322条第1項但し書きの規定に基づき、検面調書の任意性を争う以外に方法はない。そこで、自白調書が監禁と強要により作成されたもので、任意にされたものではないと主張するのであるが、無理である。なぜなら、たとえどのような罵詈雑言を浴びせられたとしても、その自白調書に署名したのは、本人が自分の意思でペンを持ち、自分の名前を自分で書いたからである。だから検察官は被疑者を拷問する場合でも、被疑者に物理的外傷はつけないのである。すなわち、自白調書の任意性については、常に被告人の主張に証拠がなく、検察官の主張に証拠がある。刑事訴訟法第322条第1項がある限り、無実の被告人が無罪を取る事はありえない。たとえ裁判官が無罪の心証をもったとしても、裁判所はこれに無罪判決を出すことができないのである。

被疑者が「よほどの人」で、見事拷問に耐え切って、自白調書の署名を拒みきった場合でも状況は変わらない。本人が自白しなくとも、事件の共犯者に自白をさせれば良いからである。もとより共犯者の自白は、自己の罪責を免れたり軽減したりするために、虚偽の供述をして、無実のものを引き込む危険があるのであり、極めて危険であることが知られている。

憲法は、本人の自白だけでは有罪とすることができないと定めている（憲法第38条第3項）。それでは、本人が自白しないまま、共犯者の供述だけで被告人を有罪にすることができるのかという論点が問題となる。この点につき、「共犯者の供述（自白）は憲法38条3項にいう『本人の自白』に当たり、他に独立の補強証拠がない限り被告人の有罪を認定できない。（団藤重光）」とする少数有力説があるものの、判例・多数説は、共犯者の自白をいわゆる「本人の自白」と同一視することはできないとして、共犯者の供述のみで被告人を有罪とすることを肯定する。すなわち現行司法実務上、共犯者の供述は、その信用性が専ら自由心証主義に任される分野の問題とされ、従って、客観証拠がなく、本人は自白していなくとも、共犯者の供述のみで被告人を有罪とすることができるのである。このこと

を国民は知らず、またそれは国民の常識とも著しくかけ離れている。

そこで被告人は、仕方がないので、共犯者の自白調書を不同意（注7）とし、その証拠能力を争うのであるが、これまた難しい。以下に刑事訴訟法第321条（被告人以外の者の供述書・供述録取録の証拠能力）第1項第2号の抜粋を示す。

検察官の面前における供述を録取した書面については、公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異なった供述をしたとき。但し、公判準備若しくは公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況の存するときに限る。

共犯者が嘘の自白調書と異なる真実を法廷で証言しても、「公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況の存するときに限る」には、やはり嘘の自白調書が証拠として採用されてしまうのである。ここで「公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況」を特信情況といい、日本の刑事訴訟法上の最大の癌がここにある。

密室における監禁下において、裁判官によるコントロールや弁護人による援助もなく、検察官により一方的に作成された検面調書は、検察官による主観や思い込みが思いっきり滲み込んでいるのであり、それが本当に任意に供述されたのか、あるいは強制により作成されたのかは、当事者以外には分からない。しかし、実際の公判においては、公判証言と検面調書が相違すれば、ほとんど無条件に検面調書が証拠採用されている。

検面調書の特信情況がほとんどの場合において認められるからであるが、実際の判決文においてその理由を見てみると、次のような馬鹿馬鹿しいものがほとんどである。

- ・ 検面調書のほうが法廷証言より理路整然としている
- ・ 検面調書が法廷証言より詳細である

検面調書は検事が作っているのであるから、その内容は素人の法廷証言に比べて、より詳細で理路整然としているに決まっている。検面調書が詳細で理路整然としているからこそ、密室の監禁下で作成された検面調書は信用できないのである。

本年の高等裁判所におけるある判決文（注8）において、「法廷証言の信用性を弾劾すべき弁護人の反対尋問が不十分であった」ことを理由として、特信情況と認定している事例を見たときは、仰け反ってしまった。何でこんなものが、法廷証言より検面調書が信用できる特別の情況になるのか？特定の法廷証言について、それを弾劾すべき弁護人の反対尋問が不十分であったとしても、そのことにより弁護人が無能だということは言えても、だからといってそのことと検面調書が信用できるとする理由に何の関係があるのか？

「現に法廷で宣誓のうえ弁護人の主尋問、反対尋問を受けた証言こそ裁判における証拠とするに値するのであって、被告人のいないところで、宣誓なしに検察官に対してなされた参考人の検面調書中の供述を、公判廷の証言より信用すべきものたらしめる特別の状況など滅多にあるものではない」(注9)のである。

6. 戦時刑事特別法

そこでこの特信状況についても、その起源を調べてみると、何と特信状況もまた戦前の刑事訴訟法にはないもので、戦時刑事特別法によって出てきたものであることが判明した。旧刑事訴訟法343条の抜粋を示す。仮名遣いは現代仮名遣いに変更している。

被告人その他の者の供述を録取したる書類にして法令により作成したる尋問調書にあらざるもの

戦前は予審制度が採られていたため、ここでいう「法令により作成したる尋問調書」は予審判事の作成した尋問調書を言い、検面調書は該当しない。すなわち戦前の旧刑事訴訟法においてすら、検面調書は証拠として認められていなかったのである。もちろん特信状況などというふざけた条項もない。

さて太平洋戦争が激化して、もはや予審判事が悠長に尋問調書を作成している余裕がなくなった。戦時刑事特別法は、既に昭和17年2月23日に成立しているのであるが、翌昭和18年10月31日に、東条英機内閣は、その戦時刑事特別法をさらに改正し、検面調書の証拠採用を認めることとした。旧刑事訴訟法改正第22条の3を示す。仮名遣いは現代仮名遣いに変更している。

裁判所又は予審判事相当と認むるときは証人又は鑑定人の尋問に代え書面の提出を為さしむることを得

ここでも、「戦時に際し灯火管制中又は敵襲の危険その他人心に動揺を生ぜしむべき状態ある場合」なので、緊急避難的に止むを得ず、監禁下の密室で作成されたためその信用力に大いに疑問のある検面調書が、証拠として認められることとなったのである。そして戦時刑事特別法のこの規定が、終戦を経て現行刑事訴訟法へと移行するに際して、特信状況へと形を変えて生き残った。それが戦後62年を経た現在まで継続していることもまた、第4項で指摘した証拠理由と同様である。

何のことはない。現在の刑事訴訟法は、戦時刑事特別法により緊急避難的に加えられた証

抛の標目と特信状況を未だに引きずっているのであり、戦後半世紀以上を経て、もはや「人心に動揺を生ぜしむべき状態」などないにもかかわらず、これを本来の規定に戻していないのである。だからいくら裁判官が無罪の心証をもったとしても、無罪判決が書けないなどという馬鹿げたことになっているのである。

現在の日本は平和国家であり、憲法の定めにより、いづこの国との交戦権をも放棄している。灯火管制や敵襲もない。戦時刑事特別法を制定した東條英機は、極東軍事裁判においてA級戦犯に処せられ、死刑となった。現在において全くその機能を失っている日本の司法制度改革のためには、国民負担の大きく、かつ、国民合意の得られていない裁判員制度など、導入する必要はない。本来終戦直後に当然に戻しておくべき証拠の標目と特信状況を、遅まきながら元に戻せば事足りるのである。

2007年12月27日 公認会計士 細野祐二

- (注1) 裁判官に予断を生じさせるおそれのある証拠や書類を起訴状に添付・引用したり、そのような恐れのある事実を起訴状に記載せず、起訴状一本で起訴するとする予断排除原則の一つ。
- (注2) 1997年10月8日、旭川地裁(当時)の寺西和史判事補は、裁判所の令状実務の実態を朝日新聞の声欄に投書し、下級裁判所事務処理規則21条に基づく注意処分を受けた。その後、仙台地裁は分限裁判をおこない同判事補に対する懲戒処分を決定し、同高裁さらに最高裁もこの処分を支持した。新聞の投書の中で、同判事補は「しかし、裁判所の令状審査の実態に少なくとも触れる機会のある身としては、裁判官による令状審査が人権擁護のとりでになるとは、とても思えない。」「令状に関しては、ほとんど、検察官、警察官の言いなりに発布されているのが現実だ。」と書いている。この投書について、寺西判事補は、旭川地裁所長よりその根拠について質問され、「結果として、ほとんどの場合請求通りの令状が発付されることを言ったのだ。」と述べたという。事実としての令状却下率0.1%は、寺西判事補の認識の妥当性を裏付けている。
- (注3) 周防正行監督作品映画「それでもボクはやってない」の冒頭字幕スーパー
- (注4) えん罪を生む裁判員制度、現代人文社、佐伯千仞論文P216
- (注5) 元東京地検特捜部検事田中森一氏は、その著書「反転」の中で、特捜検察が「主任検事がストーリーを書いて、そのストーリーに沿って担当検事が被疑者の供述調書を取る」事を暴露している。今まで冤罪被害者がこのことを訴え続けてきたのであるが、検察庁はこの事実を認めなかった。田中森一氏の告白は、それを行ってきた張本人がこの事実を認めたもので、社会的に大きく注目されている。

- (注6) 自白調書も検察官が作るだけの事であり、丸きりの嘘ではなく、量的にはその圧倒的大部分が真実であるから始末が悪い。この中で判決に影響する重要な争点だけが嘘なのであり、その部分は量的にはわずかである。
- (注7) 法廷に提出された証拠の証拠能力について異議を唱えて法廷で争うこと。
- (注8) キャッツ粉飾決算事件東京高等裁判所2007年7月11日控訴審判決
- (注9) えん罪を生む裁判員制度、現代人文社、佐伯千仞論文P207